

## 用語集

### あ行

#### 空き家・空き地情報バンク

敦賀市内の空き家や空き地を有効活用するため、市内の空き家・空き地情報の提供を行い有効利用の促進および定住促進を図ることを目的として設置しているシステム。

#### 医療法

医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とした法律。

### か行

#### 開発行為

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更を行う行為のこと。

#### 学校教育法

現行の教育制度のうち、学校に関する制度の基本を規定した法律。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ（急傾斜地の）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地で、県が指定した区域のこと。

#### 居住誘導区域

人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の持続的な維持・向上を図るため、都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

#### 建築行為

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である建築基準法に基づく建築物を建築する行為。

### 交通結節点

鉄道の乗継駅やバスの乗り換えが行われるバス停、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設など、交通動線が集中的に結束する箇所。

### 公的不動産

地方公共団体が所有する不動産。

### 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。

### コミュニティバス

地域住民の利便性向上等のために運行するバスで、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫した地域密着型のバス。

### コンパクトシティ

郊外への都市的土地利用の拡散の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市構造を目指すもの。

## さ行

### 人口集中地区

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基本単位として、人口密度が40人/ha以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域。

### 浸水想定区域

水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

### スプロール化

都市の急激な発展や中心市街地の地価高騰により、地価の安い郊外で無秩序に住宅化が進み、虫食い状態になる現象。

## 生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。

## た行

### 大規模小売店

大規模小売店舗立地法に基づき位置付けられる大規模小売店舗のことで建物内の小売業を行うための店舗床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの。

### 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関。

### 中心市街地活性化基本計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための計画。

### 都市基盤

道路、鉄道、河川、公園、その他の公共施設など都市施設のこと。

### 都市機能

医療・福祉・商業など、都市における居住や生産活動等を支えるための各種サービスを提供する都市自体が持つ機能の総称。

### 都市機能増進施設

商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

### 都市機能誘導区域

都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

### 都市計画運用指針

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

## 都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件・人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

## 都市計画決定

都市施設や用途地域をはじめとする地域地区などに関する都市計画を、都市計画法に基づく手続きにより決定すること。

## 都市計画法

都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や地域地区の設定、都市施設の計画など都市計画の内容及び決定手続き、各種制限及び事業等について定めている。

## 都市構造

土地利用、交通体系等の状況を踏まえ、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、都市の姿を分かりやすく描いたもの。都市機能が集積する「拠点」と、これらをつなぐ「軸」などにより構成される。

## 都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図るため、都市再生の推進に関する基本方針等について平成14年に制定された法律。その後、平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。

## 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

## 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等（崩壊・土石流・地滑り）が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

### 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。

### 土地利用調整条例区域

「敦賀市土地利用調整条例」に基づき、土地利用の現況と動向等を総合的に勘案の上、土地利用調整を実施している区域。

## な行

### 認定こども園

就学前の子どもを対象とした保育・教育施設のうち、一定の基準を満たすとして認定を受けたもので、保育所と幼稚園の機能や特長が一体化した施設。

## は行

### 扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。一般的には、生活保護費・児童手当等。

### PDCA サイクル

行政や企業等が行う一連の活動を、それぞれ Plan（計画）-Do（行動）-Check（確認）-Action（修正）（=PDCA）という観点から管理するフレームワーク。

## ま行

### モータリゼーション

自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる状態。

## や行

### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の1つで、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。住居系・商業系・工業系の13種類の用途地域に分類される。

### 誘導施設

都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設。

## 敦賀市立地適正化計画

平成 31 年 3 月

敦賀市都市整備部都市政策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町二丁目 1 番 1 号

TEL : 0770-21-1111 (代表) Fax : 0770-23-4127

E-mail : toshisei@ton21.ne.jp